

## (一財) 宮城県建築住宅センター 耐震診断等評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）耐震診断等実施要綱第4条の規定に基づき、耐震診断等評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 耐震診断及び耐震改修設計（以下「耐震診断等」という。）に係る審査を行うため、耐震診断等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第3条 委員会は、提出された診断書及び改修設計書を次の各号に基づき審査し、理事長に報告するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (2) 耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成7年建設省告示第2089号）
- (3) その他

(構成)

第4条 委員会の設置は、おおむね15人をもって組織する。

2 委員は、耐震建築技術に関し優れた経験と知識を有し、耐震審査に公正な判断をすることができると認められる者のうちから、理事長が選任する。

(委任の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の代理をする。

(会議)

第7条 委員会は非公開とし、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会に出席する委員は、審査する建築物の構造種別及び件数に応じて、その都度、委員長が選任する。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び選任された委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、審査内容について秘密を保持しなければならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。